

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市における児童・生徒の心身ともに健全な育成と人格の完成を目指す「奈良市教育ビジョン」の策定に参画するとともに、その実効性を検証する評価について教育に関する専門的立場から意見を提出するため、奈良市教育ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討し、教育長に提言する。

- (1) 「奈良市教育ビジョン」の策定及び評価に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 奈良市PTA連合会の代表者
- (3) 奈良市立学校・園の教職員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号又は第3号に掲げる委員については、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が互選される前に招集する会議は教育長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 座長は、必要と認めるときは、懇話会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この告示は、平成21年7月16日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年7月11日から施行する。